

2014 年度（平成 26 年度）政務活動費の公表にあたって

2015 年 7 月 1 日

日本共産党岡山県議団

団長 森脇久紀

1. 日本共産党県議団は「政務調査費の交付に関する条例」が制定（2001 年）されて以来、政務調査費（13 年度から「政務活動費」に名称変更）の会計帳簿と全ての領収書を「自主公表」し、今年で 15 回目の公表を迎えました。

岡山県議会は 2015 年 2 月議会で条例を一部改正し、それまで非公表とされていた「1 件当たりの金額が 1 万円を超えるもの（支出額を按分した場合は、按分後の金額が 1 万円超）」も公表対象となりました。しかし、その実施は来年度公表分（今年度支出分）からです。

日本共産党県議団は、「1 万円超の領収書」を条例通り公表するとともに、従来おこなってきたように、「全ての領収書」を県議会控室とホームページで「自主公表」します。

2. 「政務活動費マニュアル」では、議員団としておこなった調査研究や広報（ニュース）、事務局員の雇用などは、各議員が「会費」として拠出し、「調査研究費」に計上することになっています。この「会費」制には大きな問題があります。それは、「会費」として県議団が発行した領収書だけしか公表対象になっていないことです。

日本共産党県議団は、この点についても条例改正を求めてきましたが、2015 年の改正には含まれませんでした。当然、引き続き改善を求めるとともに、この「会費」についても、使途の内容、直接相手方発行の領収書、委託研究等の場合の成果報告書などの資料を作成し、これらも控室で「自主公表」しています。

3. 政務活動費は議員毎に年額 420 万円支給され、支出総額との間で残余がある場合は返還することになっています。今年度の返還額は、森脇が 59 万 1,050 円、氏平は 58 万 2,912 円でした。

4. 政務活動費の使途や按分率については、政務活動費本来の目的、「政務活動費の交付に関する条例」や「政務活動費マニュアル」に基づいて、不断に見直すことが必要です。2012 年度までに、事務局職員の給与、事務所家賃、交通費、ホームページの管理・運営費用や携帯電話料金等について、按分率を見直し政務調査費からの支出を減額しました。今後も住民の皆様のご意見に耳を傾け、不断の見直しに努力します。

5. 政務調査活動の質を向上させ、議会活動を豊かにするため、団として、2014年度も外部の専門家等への調査委託、幅広く住民の声をうかがう機会をもちました。

<温室効果ガス排出量公表制度の分析（継続）>

公益財団法人「水島地域環境再生財団」に委託し、岡山県が2010年度から実施している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」により報告されたデータを分析し、岡山県の地球温暖化防止対策に生かそうとするもので、今回4回目となります。温室効果ガス排出削減のとりくみは継続するものであり、データ分析や提言についても継続性が必要となります。

依然として温室効果ガスの排出量が増加しており、今回の提言では、①県全体の排出量に大きな影響を与える大口排出事業者の問題、②中国電力の排出係数の変動が事業者の排出量に影響を及ぼしている問題について指摘するとともに、③事業者が排出削減にとりくむインセンティブになる支援制度や情報公開方法を検討することなどを提言しました。また、昨年度に続き、事業者や市民の意見をきく会も行いました。

<住民アンケート>

県政に関する市民の思いをきくために6月～8月、岡山市議団と共催で「県政・市政アンケート」を実施しました。作成したアンケート用紙に返信用封筒を添付し、岡山市内を中心に約18万枚配布したところ2491通の返信がありました。

寄せられた声は、9月議会の質問や次年度の予算要求（予算総括協議会や知事折衝）に反映し、その実現を求めました。

<平成10年の津山水害と治水対策に関する調査研究委託>（氏平議員）

地元住民から、治水対策の調査依頼があり、京都にある国土問題研究所に調査依頼しました。当時はまだ、苫田ダムができていませんでしたが、ダムができていれば、ダムによる洪水調整効果で水害を防ぐことができたのか。できないとすれば、何が問題で、どのような対策が必要なのか検討してもらうことに目的がありました。結果、ダムがあっても集中豪雨の場合、急激に吉井川の水位が上がる。そのため吉井川に流下するほとんどの支流が樋門が閉められていないため、洪水が樋門から流入して被害が拡大することがわかりました。津山市下水道課の聞き取り調査で、その対策として、バイパス管路、またポンプゲートなどを設置して治水対策を進めたそうで、一定の効果を確認しました。が支流の河川が氾濫すれば、被害は防げません。河床の掘削、川幅の増幅など、河川改修が必要な河川について確認しました。河川改修は県政の仕事であり、議会活動に生かしていきたいと思えます。

6. 政務調査活動は議員が議員として活動する上で極めて重要な活動ですが、その財源は県民の税金であり、支出にあたっては 1 円たりとも不適正であったり、不透明であってはならないというのが、私たちの基本的な立場です。

自主公表を通じて、県民のみなさんのご指摘をいただきながら、いっそうの改革を図る決意です。